

環境省「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)について

鈴木雅子

[意見]

○該当箇所

2 絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況

P2 11-22 行目

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存をめぐる現状と課題

P22 6-31 行目

3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき今後講ずべき措置

(1) 我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進 国民からの提案を踏まえた国内希少野生動植物種の指定

P6 6-37 行目 P71-9 行目

(4) 戦略的な絶滅危惧種保全の推進

P10 28-37 行目 P111-9 行目

(5) 科学的な絶滅危惧種保全の推進

P13 11-30 行目

・絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議

P13 1-14 行目

○意見内容

絶滅危惧種として国際的にも国内的にも認知されているジュゴンを「種の保存法」(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)へ指定し、生息地保全へ向けて具体的にに取り組むことを強く求めます。

○理由

答申案によれば 2014 年 4 月に、我が国に生息・生育する絶滅危惧種を対象に、その保全を全国的に推進することを目的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示しました。

「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(以下「保全戦略」という。)が策定されており、本保全戦略に基づき、2020 年までに国内希少野生動植物種の 300 種の追加指定等の施策が推進されています。

これを受け、現在、175 種が国内希少野生動植物種に指定されているが、絶滅危惧種の 5%程度にとどまっており、残りの絶滅危惧種については、絶滅の危機に瀕しているにも関わらず法的な措置が執られていません。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議でも政府は、改正法施行後 3 年目にあたる見直しにおいて特に以下の項目の適切な措置を講ずべきとされています。

- ・種の保存に関する科学的知見の充実を図り、それに基づいて、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を始め、総合的な施策を策定・実施すること。
- ・「保全戦略」は海洋生物を含めて策定すること。また、「保全戦略」は、種の指定の考え方や進め方を示す、大胆かつ機動性の高いものとする。
- ・「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること。
- ・「保全戦略」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。

- ・ 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。
- ・ 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。
- ・ 中央環境審議会自然環境部会の野生生物小委員会において、種の指定の考え方や候補種の選定等について議論を行い、その結果を尊重すること。

同小委員会の委員については、国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。

- ・ 生物多様性基本法第 8 条「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。
- ・ 生物多様性基本法第 24 条、改正法第 53 条第 2 項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。
- ・ 希少野生動植物種等の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施すること。
- ・ 海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行うこと。

以上の答申を踏まえ、現在の沖縄に生息するジュゴンが主に回遊し餌場としている地域の知見も、絶滅の危険と保全の緊急性も既に十分に周知されながら、その生存が確認されてから 30 年（2014「沖縄のジュゴン」盛本勳）に渡る放置は決して許されるものではありません。

ジュゴンの生息地等保全においては既に地元名護市においてジュゴンを「種の保存法の国内希少野生動植物種」に選定するよう求める意見書（地方自治法第 99 条）を 2011 年に環境大臣および法務大臣に提出しています。現在、沖縄県による奄美・沖縄諸島の「世界自然遺産」登録に向けて意思が高まっていますが、そのためには沖縄県の類い稀な豊かな海洋生態系の指標となるジュゴンの保全をないがしろにすることはできないはずです。また、国内外の優れたジュゴン研究者の存在、地元 NGO による地道な調査活動も続けられていることを考えれば、十分に科学的論議による検討が可能な専門家委員会も構成でき、国民の期待にも応えることは可能です。